

居宅介護支援重要事項説明書

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 262-1808 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

※緊急時昼夜問わず基本管理者所時携帯電話にて対応も可能

1. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	社会福祉法人 若槻ホーム
名称	若槻ホームケアプランセンター
所在地	長野県長野市上野1丁目1462-1
介護保険事業所番号	2070101411
通常の実施地域	長野市三輪・若槻

(2) 職員体制

区分	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
介護支援専門員	1名以上		1名以上

(3) 営業日、営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休業日	土曜、日曜、祝日 12月29日～翌年1月3日 時間外は基本管理者所時の携帯電話にて対応可能

2. 居宅介護支援の内容、提供方法

(1) 居宅サービスの作成

次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成次期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な援助を行いません。

(2) 経過観察・再評価

居宅サービス計画作成後、次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行ないます。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行ない、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等必要な対応をします。

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて別紙記載の金額を一旦ご負担頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

居宅介護支援費の詳細（各種加算含む）は別紙に記載

※1単位の金額については、厚生労働省の指定する額で計算させていただきます

(3) 交通費

前記1の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費(40円/km)の実費が必要です。

(4) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(5) その他

支払方法

料金が発生する場合、月毎の清算とし、毎月7日までに前月分を請求いたしますので、14日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金の2通りの中からお選び下さい。

4. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

- ① 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスの多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮する。
- ③ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類並びに特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように平等に行なう。
- ④ 事業の実施にあたっては、各市町村役場、他の指定介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(2) 秘密保持

- ① 支援事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または、第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ② 支援事業者は、利用者およびその家族の情報を用いる場合は、あらかじめ同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者、利用者の家族の個人情報を用いません。
※取り扱う個人情報の詳細については別紙に記載の通りです。

(3) 事故発生時の対応

支援事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、自ら責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(4) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出下さい。
調査（課題把握）の方法	○	MDS-HC 2. 0
介護支援専門員への研修の実施	○	行政主催の研修会への参加及び施設内研修を年 2 回以上実施します。
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合に解約料	○	無料

5. サービス内容に関する相談・苦情

① 当該事業所ご利用お客様相談・苦情担当

当該事業所の居宅介護に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電話 026-262-1808

(受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 小林 和也

② その他

当事業所以外に以下の連絡先に苦情を伝えることができます。

長野県国民健康保険団体連合会 026-238-1555

長野市介護保険サービス担当係 026-224-7871

6. 事業者の概要

名称・法人種別 社会福祉法人若槻ホーム

代表者役職・氏名 理事長 太田 哲郎

法人所在地・電話 長野市田中 1464-1

TEL 026-251-3500

FAX 026-295-3400

事業所であわせて実施するサービス

介護老人福祉施設 地域密着型特定施設介護老人福祉施設

短期入所生活介護 通所介護

7. 個人情報を用いることに関して

居宅介護支援事業提供において、サービス事業者の選定時や、適宜連絡調整時やサービス担当者会議を行う際、サービス事業者より受けた報告内容について必要に応じて主治医、歯科医、薬剤師との連携時に利用者及び、利用者の家族の個人情報が必要になります。業務上必要時に必要最低限の関係者間で個人情報を用いる事について同意願います。

※取り扱う個人情報の詳細については別紙に記載の通りです。

重要事項説明書補足事項及び変更内容同意書

① 個人情報使用について

・使用する目的

在宅の介護サービス調整のために、必要な医療情報を医療機関や入所施設等から取得及び提供する

・使用にあたっての条件

1：個人情報の提供は①に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと

2：事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと

・個人情報の内容

1：氏名、住所、健康状態、家族状況その他の一切の利用者や家族個人に関する情報

2：認定調査票（概況調査・基本調査・特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）、入院時情報提供書、退院時連携シート、医療と介護との連携連絡票

3：在宅で療養するあるいは在宅で療養する予定がある場合、在宅医療・介護サービスを提供する事業所として、生命や身体の安全や健康維持のために知っておくべき医療情報

4：主治医・歯科医・薬剤師等との介護保険サービス状況や在宅生活時の問題事項、医療系サービス導入時の連携時

② 制度改正における補足・追加事項

・居宅サービス計画の作成にあたり、利用者は介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業所について、その事業所等を位置付けた理由説明を求めることができます。

・利用者が病院又は診療所に入院する場合、利用者又は家族は、利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるものとします。

・介護支援専門員が利用者の関係するサービス事業所より受けた報告内容において、主治医・歯科医・薬剤師に情報提供が必要と判断した場合や、医療サービス導入予定時には連携を取らせていただきます。

・必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画書の作成を行っていきます。

③ サービス利用割合について

・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	16 %
通所介護	69 %
地域密着型通所介護	9 %
福祉用具貸与	75 %

・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ニチイ学館	26%	かがやき福祉センター	18%	コープながの	13%
通所介護	若槻ホーム	27%	ツクイ	13%	博悠会	11%
地域密着型通所介護	サルーン上松	28%	なかよしこよし	25%	リハライフ	17%
福祉用具貸与	サクラケア	25%	ヤマシタ	20%	エフビー	17%

判定期間　：令和 5 年度　□前期（3月1日～8月末日） ■後期（9月1日～2月末日）

- ④ 令和6年4月の介護報酬改定に伴う居宅介護支援費及び加算に関する変更
 利用料（1単位の金額については厚生労働省の指定する金額で計算させていただきます）

居宅介護支援費及び加算費用	
居宅介護支援費（要介護1～2）	1,086 単位
居宅介護支援費（要介護3～5）	1,411 単位
初回加算	300 単位
入院時情報連携加算Ⅰ	250 単位
入院時情報連携加算Ⅱ	200 単位
退院・退所加算Ⅰイ	450 単位
退院・退所加算Ⅰロ	600 単位
退院・退所加算Ⅱイ	600 単位
退院・退所加算Ⅱロ	750 単位
退院・退所加算Ⅲ	900 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位
通院時情報連携加算	50 単位
特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位
特定事業所加算（A）	114 単位
特定事業所医療介護連携加算	125 単位

- ⑤ サービス担当者会議について

今まで通りに関係機関が自宅に集まり行うサービス担当者会議以外に、テレビ電話等を活用し行う会議についても利用者本人、ご家族が参加する場合について、この書面を持って同意したものとします。

- ⑥ 虐待防止のための措置に関する具体的取り扱い方針

当該利用者、または他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様および時間、その他の利用者の心身の状況、ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないとしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、および一時性の3つの要件を満たす必要があり、具体的内容について記録を行う。

- ⑦ 業務継続計画（BCP）に関する事項

業務継続計画には、災害、感染症の発生時において利用者に対する居宅介護支援業務の提供を断続的に実施するため、及び非常時の体制でも早期の業務再開が出来るよう努めます。

- ・職員に対し業務継続計画について必要な研修及び訓練の定期的開催とともにその結果の従業員への周知徹底

- ・定位的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しに努めます

- ⑧ 感染症予防およびまん延の防止のための措置

- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会、職員研修及び訓練の

定期的な開催とともにその結果を従業員へ周知徹底します

⑨ サービス提供における禁止事項について

- ・職員（法人職員含む）に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為
- ・ハラスメント行為の全て（セクハラ・パワハラ・カスハラ・モラハラ等）
- ・サービス利用中に、職員を含む関係者の許可しない写真・動画の撮影や録音した音声をインターネット等に掲載すること

⑩ テレビ電話等を活用したサービス実施状況の把握について（モニタリング）

特段の事情（利用者の予期せぬ入院など）のない限り、1月に1回以上の利用者宅訪問にて実施状況（以下、モニタリングと記述）を把握させていただきますが、下記に該当する場合には2月に1回テレビ電話等を活用し面接を行うことについて、この書面を持って同意するものとします。

- ・サービス担当者会議等において次に掲げる事項について主事の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること
 - （i）利用者の心身状況が安定していること
 - （ii）利用者がテレビ電話装置を活用し意思疎通を行うことができること。
 - （iii）介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けていること

※テレビ電話装置等の活用に当たっては個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することとします。